

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

団体名 三鷹市

(単位:百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
36,300	0	2,146	38,446

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	63,317	61,948	1,370	1,320	503	41,211	
受託水道事業特別会計	1,772	1,772	0	0	—	—	
一般会計等	65,090	63,720	1,370	1,320	—	41,211	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	15,252	15,200	51	51	1,545	—	—	
下水道事業特別会計	3,420	3,398	23	23	939	10,728	5,847	
老人医療特別会計	65	54	11	11	—	—	—	
介護サービス事業特別会計	1,175	1,172	3	3	326	1,081	345	
介護保険事業特別会計	9,216	9,084	132	132	1,490	—	—	
後期高齢者医療特別会計	2,780	2,769	11	11	1,231	—	—	
公営企業会計等 計	—	—	—	231	—	11,809	6,192	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
ふじみ衛生組合	3,179	2,354	825	258	—	—	—	
東京たま広域資源循環組合	11,481	10,301	1,180	1,180	1,286	20,906	690	
東京市町村総合事務組合 (一般会計)	1,085	1,012	73	73	1	—	—	
東京市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	559	417	142	142	—	—	—	
東京都市収益事業組合	292	289	3	3	259	—	—	
東京都後期高齢者広域連合 (一般会計)	5,019	4,899	120	120	649	—	—	
東京都後期高齢者広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	931,185	915,062	16,123	16,123	14,162	—	—	
一部事務組合等 計	—	—	—	17,898	—	20,906	690	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
財団法人三鷹市勤労者福祉 サービスセンター	8	371	300	47	—	—	—	—	
財団法人三鷹市芸術文化振興財団	△ 15	568	500	301	—	—	—	—	
財団法人三鷹国際交流協会	△ 4	543	500	41	—	—	—	—	
株式会社まちづくり三鷹	62	397	285	1	—	—	268	27	
三鷹市土地開発公社	0	9	5	42	—	13,834	—	—	※生活再建救済制度特別 会計分4,857百万円含む
地方公社・第三セクター等 計	—	—	1,590	432	—	13,834	268	27	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,517	3,512	995
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	7,187	7,633	446
充当可能基金 計	9,704	11,145	1,441

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.05	3.43	△ 1.62	△ 11.50	△ 20.00	下水道事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	6.15	4.03	△ 2.12	△ 16.50	△ 40.00				
実質公債費比率	5.9	5.1	△ 0.8	25.0	35.0				
将来負担比率	37.8	35.6	△ 2.2	350.0	—				
財政力指数	1.26	1.26	0.00	—	—				
経常収支比率	88.8	88.3	△ 0.5	—	—				

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。
※平成20年度決算に基づく「実質公債費比率」と「将来負担比率」については、平成22年9月に修正